

岩沼市犯罪被害者等支援条例（案） 逐条解説

（目的）

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援を総合的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図り、誰もが安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

【解説】

ある日突然犯罪等に巻き込まれ、それまでの安心で安全な生活が一変することは、誰にでも起こり得ることです。

犯罪等に巻き込まれた被害者やその家族又は遺族は（以下、「犯罪被害者等」という。）、犯罪等による生命や身体への直接的な被害だけでなく、周囲の無理解や配慮に欠けた対応などによる間接的な被害にも苦しめられる場合があります。

この条例は、犯罪被害者等が平穏な生活を回復できるよう、犯罪被害者等の支援を行うことを目的として制定するものです。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 市民等 市民並びに市内に居住し、通勤し、又は通学する者及び市内において事業活動を行う者をいう。
- (4) 関係機関等 国、宮城県、警察、その他の地方公共団体、犯罪被害者等の支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。
- (5) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害等の被害をいう。
- (6) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び受ける生命、身体、財産等の被害をいう。

【解説】

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいいます。

「犯罪」とは、殺人、強盗、放火、強制性交、傷害等、刑法その他わが国の刑罰法令に触れる行為をいいます。

「犯罪に準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」とは、刑罰法令に触れる行為ではないが、これに類する同等の行為であって、行為の相手方の心身に有害な影響を及ぼすような性質を有する行為をいいます。

(2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた本人及びその家族又は遺族をいいます。

本市の条例では、犯罪被害者等基本法第2条第2項で定めがある「犯罪等により害を被った者（犯罪被害者本人）及びその家族又は遺族」に基づいています。

「犯罪等による被害」については、警察署長に被害届を提出しているなど犯罪等の被害に遭ったことが客観的に確認できるものに限ります。

(3) 市民等 市民のほか市内に居住する者、市内で勤務する者や市内の学校に通っている者及び市内にある会社や学校などの事業者をいいます。

(4) 関係機関等 犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない関係にある機関、すなわち国、宮城県、警察、その他の地方公共団体、民間の支援団体などをいいます。

(5) 二次的被害 犯罪等により直接的に受けた後に受ける被害で、周囲の人々の噂若しくは中傷による精神的な被害や、報道機関の報道により受ける経済的な損失、心身の不調など間接的に生じる被害をいいます。

(6) 再被害 犯罪被害者等が、当該犯罪等の加害者から再び危害を加えられることをいいます。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう配慮して行われなければならない。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等に係る個人情報の取扱いに留意し、二次的被害及び再被害が生ずることのないよう十分配慮して行われなければならない。

3 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられなければならない。

4 犯罪被害者等のための施策は、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、適切かつきめ細やかで途切れることなく支援を受けることができるよう講ぜられなければならない。

【解説】

1. 憲法に規定されている個人の尊厳は、犯罪被害者等についても当然尊重されるものであり、その尊厳にふさわしい処遇や、保障されるべき権利利益の保護を図ることとしています。
2. 犯罪被害者等への支援の過程において、個人情報の取扱いに留意し、再被害、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮して行われなければならないことを明らかにしたものです。
3. 犯罪被害者等は被害後、心身等への影響を受けるだけでなく、経済的な負担や家族関係への

影響が及ぶことで、それまで当たり前で暮らしていた生活が送れなくなる等、様々な困難に直面しています。

犯罪被害者等が置かれている状況は、個々の事情で差異があり、必要とされている支援内容も異なってきます。

犯罪被害者等のための施策は、そのような状況や事情に応じて適切に講ぜられなければなりません。

4. 犯罪被害者等の施策は、犯罪被害者が再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、適切かつきめ細やかで途切れることなく支援を受けることができるよう講ぜられなければならないことを明らかにしたものです。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等のための施策を策定し、推進するものとする。

- 2 市は、前項に規定する施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と相互に連携を図るものとする。

【解説】

1. 犯罪被害者等基本法第5条では、「地方公共団体の責務」として、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の要求に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と定められていることから、その趣旨を踏まえ、市の責務を規定したものです。
2. 市は、犯罪被害者等のための施策を実施しますが、犯罪被害者の必要とする支援は多岐に渡っており、市だけでは成し得ないことから、関係機関等と連携を図りながら実施していくことを明らかにしたものです。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

犯罪被害者等基本法第6条では、「国民の責務」として、「国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体等が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。」と定められていることから、その趣旨を踏まえ、市民等の責務を示したものです。

犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになるには、地域社会における温かな理解と支えが必要不可欠です。

犯罪被害者等の名誉や生活の平穏が害されること、また、犯罪被害者等が地域社会で孤立することがないように、市民等は、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めるものとします。

(相談、情報の提供等)

第6条 市は、犯罪被害者等の支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

2 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

【解説】

1. 犯罪被害者等は犯罪等に巻き込まれて混乱し、どこへ何を相談したらよいか分からない状態で、途方に暮れていることも少なくありません。

市では、犯罪被害者等への配慮として、市民経済部生活環境課に総合相談窓口を設置します。

2. 市では、犯罪被害者等のプライバシーに配慮し、様々な問題について相談に応じます。

そのうえで、必要とする支援に関係する部署への取り次ぎ、情報の提供や助言、関係機関等との連絡調整を行います。

(支援金の給付)

第7条 市は、犯罪等により死亡した者の遺族又は犯罪等により被害を受けた者のうち、規則で定めるものに対し、規則の定めるところにより支援金を給付することができる。

【解説】

犯罪被害者等への経済的な支援としては、国の制度である「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」で定めた犯罪被害者等給付金制度があります。

この制度は、殺人などの故意の犯罪等により、重症病や障害が残った犯罪被害者又は不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族に対し、社会の連帯共助の精神に基づき、国が給付金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図ろうとするものです。

犯罪被害者等は、犯罪等で生命を奪われ、家族を失い、傷害を負わされる等で、身体的精神的被害及び経済的な被害に遭っています。

市としても犯罪被害者等の事情や当座の資金を必要としている状況を鑑みて、犯罪被害者等の様々なニーズを満たし、用途を自由に決定できる支援として、一定の条件を満たす犯罪被害者等に対し、規則の定めるところにより支援金を支給することで、犯罪被害者等の経済的な負担を軽減す

るものです。

(安全の確保)

第8条 市は、犯罪被害者等が二次的被害及び再被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保、その他必要な措置を講ずるものとする。

【解説】

市は、犯罪被害者等が第三者からの行為による二次的被害、加害者からの再被害を受けることを防ぎ、その後の安全を確保するため、関係機関等と連携しながら、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保、その他必要な措置を講じます。

(広報及び啓発)

第9条 市は、犯罪被害者等の支援について、市民等の理解を深めるため、広報及び啓発に努めるものとする。

【解説】

市民等の責務（本条第5条）を果たすためには、犯罪被害者等が置かれている状況や支援の重要性等について、市民等の理解が必要です。

市は、市民等の理解を深めるため、様々な機会を利用して広報啓発活動に努めます。

(支援を行わないことができる場合)

第10条 市は、犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でない認められる場合は、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

【解説】

犯罪被害者等が犯罪等を誘発するなど、犯罪被害者等にその責めに帰すべき重大な事由がある場合や、暴力団等反社会的組織の構成員及びその関係者である場合など、社会通念上支援を行うことが適切でない認められる場合は、支援を行わないことができることとします。

(委任)

第 1 1 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

この条例に規定されている事項のほか、施行に必要な事項は規則で別に定めることとしています。